

新潟医療福祉大学同窓会 親和交流事業助成金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学同窓会（以下「本会」という。）会則第2条並びに第3条第1項に基づき、本同窓会開催助成金運用規程にてらし助成金運用を図る。

(対象条件)

第2条 卒業後における会員相互の親和交流事業（以下「親睦会」という。）が有意義に活動できるよう助成し、対象については次の項目を満たしていること。

- 1 卒業学科が同じであること
- 2 案内文発送数に対し3割以上の参加であること
- 3 参加者の所属先は5ヶ所以上であること
- 4 申請により本会役員会もしくは幹部会で承認されたもの
- 5 同一事業の助成は年度につき1回とする

(助成金支出条件)

第3条 助成金の支出にあたり次のものを開催後1か月以内に提出すること。

- 1 参加者の氏名・現住所・所属先を記した参加者名簿
- 2 開催費用がわかる領収書
- 3 会場での集合写真
- 4 ウェブサイトおよび機関誌への掲載原稿
- 5 その他、本会から依頼したもの

(助成金)

第4条 助成金は次のものとする。

- 1 発送費用は同窓会予算から支出する
ただし、国内の発送のみとしかつ会員1名に対し1通までとする
- 2 第3条第2項に基づき、開催費用から会費等を除いた金額を助成する
ただし、参加者一人につき1,000円を上限とする
- 3 助成は先着順とし、当該年度の予算を全て支出した場合には打ち切りとする

(雑則)

第5条 この規程の定めるものの他に特別な事由が生じた時は、本会役員会もしくは幹部会で協議決定する。

第6条 この規程の改廃は本会役員会もしくは幹部会の議決を経なければならない。

附則 1. この規程は平成28年10月29日より施行する。
2. この規程は2022年8月20日より施行する。